

提出要綱

【対象箇所】 ※ ①、②の条件を満たしているものが対象となります。

- ① 探査予定面積が **100 m²** を越えること。
- ② 地主及び小作人が不発弾等探査・**発掘に同意**していること。

【探査・発掘ができない場合】

- 不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、予算の範囲内で探査・発掘事業を実施するため、要望したが探査を実施する事ができない場合があります。
- 要望された箇所を調査した結果、将来公共工事等が予定されている箇所、急傾斜地等の探査難渋箇所、及び付近に構造物（住居等）が存在し、探査を実施する際に影響がある箇所等を実施することができないこともあります。
- 探査実施後は、掘削等の影響により、数年は地盤が安定していないものと推定されます。よって、探査直後に個人住宅建築等を予定している場合は、地盤が安定しないため、沈下するおそれがありますので、住宅着工の数年前に探査を実施することを奨励しております。（近々に住宅着工がある場合の探査については、お断りする場合があります。）
- 平成24年度内で探査・発掘箇所に選定された場合は、土地の調査終了後に探査を実施します。探査費用については、沖縄県の事業として実施される為、個人負担は一切ありません。

【提出について】

提出書類：不発弾等探査要望書及び磁気探査同意書

※ 同意書の印は、調査実施の段階で調査担当者等が取りに伺います。

提出する段階で捺印（押印）は不要です。（同意書に使用する印鑑は認印とします。）

要望書提出期限：平成24年2月13日（月）まで

要望書提出先：西原町役場 総務部 総務課（TEL：945-5011）

※ 提出しても必ず探査を実施できるとは限りませんのでご了承下さい。